新型コロナウイルスに関するQ&A

(令和2年1月26日時点版)

一般の方向け

問1 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は?

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連 肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。 詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

🔼 ページの先頭へ戻る

問2 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか?

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。

🔼 ページの先頭へ戻る

問3 潜伏期間はどのくらいの長さですか?

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日 程度と考えられています。

他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧

▲ ページの先頭へ戻る

問4 発生状況や死亡者数は?

最新の状況については、厚生労働省HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

△ ページの先頭へ戻る

問5 予防法はありますか?

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いします。

▲ ページの先頭へ戻る

問6 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか??

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。

▲ ページの先頭へ戻る

問7 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか?

検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、 中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び 解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行ってい ます。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所FORTH: https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html

厚生労働省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_0000

<u>1.html</u>

厚生労働省Twitter: https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088

医療機関・検査機関の方向け

問1 コロナウイルスはどのようなウイルスですか?

診断方法としては、核酸増幅法(PCR法など)がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

🔷 ページの先頭へ戻る

問2 診断方法にはどのようなものがありますか?

診断方法としては、核酸増幅法(PCR法など)がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

🙆 ページの先頭へ戻る

問3 鑑別を要する疾患は何ですか?

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が 鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑 別に挙げられます。

▲ ページの先頭へ戻る

問4 どのような治療方法がありますか?

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

▲ページの先頭へ戻る

問5 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか?

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール(70%)を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

\delta ページの先頭へ戻る

問6 疑い患者検体(サンプル)を取り扱う場合の注意点はありますか?

検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

💿 ページの先頭へ戻る

問7 疑似症の届出は必要ですか?

武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、 直ちに疑似症として届け出る必要があります。

届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-07-01.html

▲ ページの先頭へ戻る

問8 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか?

管轄する自治体の保健所にご相談いただきますようお願いします。

🙆 ページの先頭へ戻る

問9 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか?

疑似症サーベイランスにおける国立感染症研究所への検査依頼の窓口はは、国立 感染症研究所感染病理部にお問い合わせください.

疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください。

🔷 ページの先頭へ戻る



▶ PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。